

# 境港市バレーボール協会規約

## 第1章 総則

第1条 この会は境港市バレーボール協会という。

第2条 この会は、バレーボール競技を愛好する個人並びに団体相互の緊密なる協調を図ると共に、バレーボール競技の普及発展を図り、併市民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 各種競技会の運営並びに実施
2. 各種団体のバレーボールクラブ発展のための指導育成
3. 講習会、講演会の開催
4. その他本会の目的達成のための諸事業

第4条 この会の事務局は、会長の指定するところにおく。

第5条 この会は、市内居住のバレーボール愛好者並びに関係者をもって組織する。

## 第2章 機関

第6条 この会に次の機関を置く。

1. 理事総会
2. 常任理事会

第7条 理事総会は最高の議決機関で、毎年1回年度末又は役員交代時に開催する。

1. 理事総会並びに常任理事会は必要に応じて開催できる。
2. 理事総会は、理事の過半数以上を持って有効とする。ただし、委任状は有効とする。

第8条 理事総会は次のことを決定する。

1. 役員を選出並びに承認
2. 規約の改正並びに変更に関する事
3. 会の事業、運営に関する事
4. 予算、決算の議決、承認に関する事
5. その他必要な事項

第9条 常任理事会は、理事総会に次ぐ議決機関である

第10条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事並びに各専門部長を以て構成する。

第 11 条 常任理事会は次のことを決定する。

1. 理事総会より委任された事項に関すること
2. 事業の細項内容に関すること
3. 他団体との連絡提携に関すること
4. その他会の運営に関すること

### 第 3 章 役員

第 12 条 この会に次の役員を置く。

1. 会長（1 名） 副会長（若干名） 理事長（1 名） 副理事長（若干名） 常任理事（若干名） 理事（若干名） 監査（2 名） 各専門部長
2. 上記役員のほかに、名誉会長、顧問等をおくことができる。

第 13 条 役員を選出

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、監査及び各専門部長は、理事総会において選出する。
2. 常任理事は会長が推薦し、理事総会の承認を得る。
3. 理事は各団体より推薦された者とする。
4. 名誉会長及び顧問は、会長が推薦し理事総会の承認を得る。

第 14 条 役員の任務

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要の場合は会長の職務を代行する。
2. 理事長は会長を補佐し、理事会を代表してその職務を総括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、必要な場合は理事長の代行をする。
5. 常任理事は必要に応じて常任理事会を開催し、理事会の職務を代行する。
6. 理事は理事会を構成し、その任に当たる。
7. 監査は、毎年 1 回以上の会計監査を行い、理事総会においてその結果を報告しなければならない。
8. 各専門部は、目的達成のための任にあたる。
9. 理事及び監査は相互に兼ねることができない。

第 15 条 役員の任期

1. すべての役員の任期は 2 カ年とし、再任を妨げない。
2. 欠員又は増員等により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 16 条 事務局

1. この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長庶務担当及び会計担当の事務局員（以下「事務局員」という）をおく。
2. 事務局員は、会長が委嘱する。
3. 事務局に関する規定は、常任理事会の議決を得て別に定める。

## 第4章 会計

第17条 この会の会計は、補助金、事業委嘱金、登録料、寄付金、その他の収入を以てあてる。

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 この会の事務局に次の会計帳簿を備えなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 預金通帳
- (3) 証拠書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

### 附 則

この規約は平成24年4月4日より適用するものとする